第1章

植民地期の北部ナイジェリアにおけるシャリーアの適用

――原住民裁判所制度の変遷を中心にして――

落合 雄彦

はじめに

本章の目的は，イスラーム法，すなわちシャリーア（sharīʿa）が植民地期の北部ナイジェリアにおいてどのように適用され，そして，その適用のあり方が時代とともにどのように変化したのかを考察することにある。その際に注目したいのが，「原住民裁判所（Native Court）」という，イギリスが植民地期の北部ナイジェリアにおいて設定した司法の枠組みである。

植民地期の北部ナイジェリアにおける原住民裁判所を詳細に考察した文献は，すでにいくつかみられる（e.g. Elias 1963; Keay and Richardson 1966）。本章の考察も，そうした先行研究の成果に負うところが少なくない。しかし，本章がそうした先行研究と一線を画すのは，原住民裁判所を単に分析するだけではなく，そこから植民地期の北部ナイジェリアにおけるシャリーア適用のあり方の「実像」を，いわば巨視的に浮かび上がらせようとする点にこそある。

とはいえ，植民地期の北部ナイジェリアにおける原住民裁判所のすべてがシャリーア裁判所であったかというと，けっしてそういうわけではない。イギリスが設けた原住民裁判所という範疇には，ムスリムによるシャリーア裁判所はもちろんのこと，その他の非ムスリムによる司法の仕組みもまた包摂されていた。しかし，北部ナイジェリアは総じてムスリムが優勢な地域であり，そのため植民地期に同地域に設けられた原住民裁判所の大半は，シャリーアに基づいて審理を行う裁判所によって占められていた。

そこで本章では，原住民裁判所とシャリーア裁判所をけっして同一のものとしてではないが――厳密にいえば，植民地期の北部ナイジェリアの法令上，後者は前者の一部にすぎないが――，相互にかなりの程度重なり合うものとして位置づける。そして，原住民裁判所制度，とくに同制度に関する布告や条令などの検討を通して，植民地期の北部ナイジェリアにおけるシャリーア適用史の考察を試みたい。

本章が考察対象とする時期は，北部ナイジェリアがイギリスによって保護領化された1900年から，同地域が連邦国家ナイジェリアの一部として独立を達成した1960年までの約60年間である。そして本章では，原住民裁判所制度の変遷に注目しつつ，同時期における北部ナイジェリアのシャリーア適用の史的展開を，時間的な長短の点でややバランスを欠く面はあるものの3つの時期――すなわち，①第Ⅰ期（保護領化から司法制度改革前夜までの約30年間：1900 ～ 1932年），②第Ⅱ期（司法制度改革から連邦化前夜までの約20年間：1933 ～ 1953年），そして，③第Ⅲ期（連邦化から独立までの6年間：1954 ～ 1960年）――に区分して論じる。

しかし，そうした植民地期の北部ナイジェリアにおけるシャリーア適用の史的考察自体に入る前に，私たちはいわばその「下準備」として2つの作業をしておく必要がある。ひとつは，シャリーアとは何かについてごく簡単に概観することである。シャリーアの基本事項を概念的に理解しておくことは，植民地期の北部ナイジェリアにおけるシャリーアの実践とその変容を考察するうえで，少なからず参考となろう。もうひとつは，北部ナイジェリアという，シャリーアが適用された「場」を知る作業である。それによって，同地域におけるシャリーア適用の史的展開に対する理解がより深まるに違いない。

それではまず，シャリーアを鳥瞰する作業から始めることにしよう。

1 シャリーアを鳥瞰する

シャリーアとは元来，アラビア語で「水場にいたる道」を意味する。そして，イスラームにおけるシャリーアは，最後の預言者ムハンマド（Muḥammad）を

通じて唯一神アッラー（Allāh）の啓示とともにもたらされた，ムスリムがそれなくしては生きることがかなわない行動規範のことを指す。シャリーアは，聖典であるクルアーン（Qur'ān）およびムハンマドの言行録であるハディース（ḥadīth）のなかに示された「原則」と，それを基礎としつつ人間が解釈によって導き出してきたいわば「細則」からおもに構成される（小杉・林・東長編 2008, 436）。そして，そうしたシャリーアにみられるひとつの大きな特徴は，それが国家の定める制定法としてではなく，ウラマー（'ulamā'：「知識人」を意味する'ālimの複数形）と呼ばれるイスラーム法学者による学説法としておもに発展した，という点にある（堀井 2016, 134）。

クルアーンは114の章からなり，それらはさらに6000以上もの節に分けられる。そして，人間が直面するすべての問題への解決がそこには含まれている，と少なくとも理念的には解されている。しかし実際のところ，クルアーンには婚姻，離婚，財産，相続，刑罰などに関する規定こそ散見されるものの，その他の事項については必ずしも明確な規定がみられない。つまり，人間が生活するなかで直面する数多くの問題の解決は，神の啓示であるクルアーンのなかにたしかに含まれてはいるはずだが，同時に隠されてしまっているのであり，ムスリムはそれらを自らの努力によって発見しなければならない，ということになる。イスラームでは，そうした神の啓示を手がかりに現実の諸問題への解決を見出そうとする「学的努力」のことをイジュティハード（ijtihād）と呼ぶ。そして，イジュティハードの営為を担ったのがイスラーム法学（fiqh：「知識」や「理解」の意）であり，シャリーアの多くは，クルアーンから直接的に得られたものではなく，イスラーム法学におけるイジュティハードを通じていわば啓示の解釈として間接的に導き出されてきたものにほかならない（堀井 2004, 7; 大河原・堀井 2014, 8）。イスラームにあっては，法が法学を生んだのではなく，法学が法を生んだ，とときにいわれる所以である。

ムスリム多数派であるスンナ派（Sunna）においては，ハナフィー派（Hanafī），マーリク派（Mālik），シャーフィイー派（Shāfi'ī），ハンバル派（Hanbal）という4つの法学派（madhhab）があり，それぞれのシャリーアが公認されている。そして，こうしたスンナ派公認4法学派のうち，北部ナイジェリアを含む西アフリカで優勢なのはマーリク派であり，同地域におけるシャリーアとはおおむねマ

ーリク派のそれを指す。

スンナ派4法学派の多数説によれば，シャリーアの基本的な法源は，①クルアーン（預言者ムハンマドが授かった神の啓示の集成），②スンナ（sunna:「慣行」の意。ムハンマドの言行），③イジュマー（ijmā‘：「合意」の意。ウラマーの学説の一致），④キヤース（qiyās：「類推」の意。合法とされる一定の推論）の4つとされる（ハッラーフ 1984, 12）。そして，シャリーアとは，こうした法源から導き出されてきた法的・道徳的行動規範のことであり，それは，「神の権利（ḥuqūq Allāh）」と「人間の権利（ḥuqūq al-‘ibād）」のいずれか，あるいは双方を根拠としている（柳橋 2012, 3-5）。

たとえば，シャリーアにおいて刑罰は，あらかじめ犯罪の種類や量刑が定められている法定刑と，裁判官などが可罰的であると判断した行為に科す裁量刑（ta‘zīr）に大別される。そして，前者の法定刑はさらにハッド刑（ḥudūd：「定めること」を意味するḥaddの複数形）と同害報復刑（qiṣāṣ）に分けられる。このうちハッド刑は「神の権利」に基づく刑罰であり，スンナ派の多数説では，①姦通罪（zinā’），②窃盗罪（sariqa），③飲酒罪（shurb），④姦通誹謗罪（qadhf），⑤追剥罪（qaṭ‘al-ṭarīq）という5つの犯罪行為への身体刑（鞭打ち，手足切断など）や死刑（石打ちなど）のことを指す。ハッド刑は，「人間の権利」に基づく刑罰とは異なり，犯罪が立証されて判決が確定すれば，刑の執行は義務とされ，人間の判断や裁量で減刑したりすることはできない。被害者による訴えの取り下げや個別的な事情による情状酌量の余地もない（堀井 2016, 135-137）。これに対して同害報復刑は，おおむね「人間の権利」に基づいた，「目には目を」を原則とする刑罰であり，殺人と傷害にのみ適用される。殺人の場合は遺族が，傷害の場合は被害者が，加害者に対する同害報復，加害者の親族に対する血の賠償（diya）の請求，赦免といった選択肢のなかから好むものをそれぞれ選ぶことができる（中田 2017, 146-147）。

シャリーアに基づいて民事・刑事の訴訟に判決を下す裁判官のことをカーディー（qāḍī）という（とはいえ，シャリーアにはもともと民事・刑事の明確な区別はない）。カーディーにはイスラーム法学に造詣の深い者が任命されてきたが，ムスリム社会においては歴史的にカーディーだけが裁判官ではなく，権力者や行政官などにも裁判権が認められた。すなわち，シャリーアを適用する司法機関はカーディー

裁判所を中心としながらも，けっしてそれだけではなかったのである（大河原・堀井 2014, 21）。ちなみに，北部ナイジェリアでは，イスラームの裁判官であるカーディーは，アラビア語の定冠詞alをつけて，現地のリンガフランカ（地域共通語）であるハウサ語でアルカーリー（alkali）と呼ばれる。

カーディーによる裁判は，合議制ではなく，ひとりの裁判官が審理を担当する単独制を基本とする。また，カーディーの判決が司法手続きの不備などのために取り消されることはあっても，原則としてカーディー裁判所は単審（一審）制であり，判決を不服とする者がその取消しや変更を求めて上訴をすることはできない。ただし，不正や圧政を審理するマザーリム裁判所（maẓālim）という行政者による機関がカーディーによる判決を不正行為の一環として裁くことがあり，ムスリム社会では，そうした伝統から行政者の機関がカーディー裁判所の事実上の上級審としてしばしば機能してきた。このほか，カーディー裁判所においては，訴えの提起や起訴は被害者などによる私訴を基本とし，検察官が法益の代表者として刑事事件の起訴を行う公訴制度もない。さらに，シャリーアに基づく裁判は，原告，被告，裁判官の3者間で営まれるものとされ，弁護士という専門職も発展してこなかった（中田 2017, 142）。

以上，法学派，法源，権利，刑罰，裁判といった，本章の考察にとって有用と思われるシャリーア関連のいくつかの基本事項を鳥瞰した。それでは続いて，北部ナイジェリアについて概観することにしよう。その際，保護領化前にイスラームが北部ナイジェリアにいかに普及したのかと，保護領化後に同地域でいかなる植民地行政の仕組みが構築されたのか，という2点をみていくことにしたい。

2　北部ナイジェリアを鳥瞰する

2-1．北部ナイジェリアのイスラーム化――保護領化前――

北部ナイジェリアは，西アフリカ内陸部のサバンナ地帯に位置する。かつてこのサバンナ地帯は，北アフリカやエジプトの人々によって「黒人たちの国々（bilād as-sūdān）」と呼ばれ，黒人による都市国家や帝国などの政治的中心が数多く栄えた。この「黒人たちの国々」あるいは「歴史的スーダン」とも呼ばれる地域は，

そうした政治的中心の分布に応じて，西部，中央部，東部の3つに大別される。そして，チャド湖周辺からベヌエ川流域・ナイジャー川中流域にいたる今日の北部ナイジェリアは，そうした「歴史的スーダン」のなかの中央スーダンにほぼ相当する（坂井 2003, 41-42）。

イスラームが歴史上の中央スーダン（今日の北部ナイジェリアとその周辺）にもたらされた時期は判然としない。しかし，西アフリカ内陸部のサバンナ地帯は，古くからサハラ砂漠を越えた交易ルートを通じて地中海世界と交流していた。そして，イスラームもまた，そうしたサハラ交易ルートを介して北アフリカから伝えられたものと考えられている（坂井 2003, 41-42）。

たとえば中世の西アフリカ，とくに歴史上の中央スーダンでは，チャド湖の東側にカネム（Kanem）という王国が成立し，同国にも古くからイスラームがサハラ交易ルートを通じて伝播していたが，当初は社会的に受容されずにいた。しかし11世紀末になると，イスラームに改宗する国王が初めて現れるようになった，といわれている。また，カネム王国から派生したカネム＝ボルヌ（Kanem-Bornu）という帝国では16世紀後半になると，イドリース・アロマ（Idris Alooma）というムスリムの王のもとでシャリーアが施行されていたことがすでに知られている（Clarke 1982, 67-71）。

しかし，北部ナイジェリアにおけるシャリーア適用を考えるうえで最も重要な保護領化以前の出来事といえば，それはやはりムスリム指導者ウスマン・ダン・フォディオ（Usman dan Fodio）が19世紀初頭に主導したジハード（jihād）であろう。

かつてナイジェリア北東部のチャド湖周辺には，前述のとおりカネム王国やカネム＝ボルヌ帝国が栄えたのに対して，その西方にはハベ諸王国（Habe Kingdoms）と呼ばれるハウサ人の諸国家が成立した。そして，そうしたハウサ人の諸王国でも14世紀以降になると，ムスリム商人やウラマーなどの影響や彼らとの交流を通して，イスラームが少しずつ社会に浸透していく（Clarke 1982, 98-101; Crowder 1962, 31-32）。しかし，そうしたハウサ諸王国におけるイスラーム化は，少なくとも17世紀頃までは都市部の支配者や商人などの層にほぼ限定されていた（島田 2019, 20-21）。

ところが，フラニ人のムスリム指導者であるダン・フォディオが，そうした状

況をまさに一変させる。彼は1804年，ムスリムを自認するハウサ人諸王を異教徒であると非難してジハードを宣言し，フラニ人を中心とする部隊を率いて武力闘争を開始した。また，ダン・フォディオは，彼の呼びかけに応じてハウサ人諸王に対して蜂起した各地のフラニ人諸勢力をジハードの戦士として公認し，のちにその指導者たちに各地域を統治させた。こうしてダン・フォディオが主導するジハードを通じて19世紀前半に成立したのがソコト・カリフ国（Sokoto Caliphate）である。

ソコト・カリフ国では，現在のナイジェリア北西部に位置する都市ソコトのスルタン（Sultan）を頂点とし，それに忠誠を誓う30名程のエミール（Emir）が各領地を統治するスルタン＝エミール体制が構築された（Weimann 2010, 58）。スルタン＝エミール体制がどれほど強固な統治システムであったのかという点は必ずしも定かではないが，少なくともそうしたイスラーム的な支配体制が19世紀前半に構築されたことで，シャリーアが北部ナイジェリアのかなり広範な地域で施行され，アルカーリー（カーディー）による裁判が各地で行われるようになった。

その後，19世紀後半になると，ヨーロッパ列強諸国によるアフリカ分割の動きが本格化し，北部ナイジェリアは一時，イギリスの特許状によって王立ナイジャー会社（Royal Niger Company）という会社にその統治権が委ねられた。しかし，同社は広大な北部ナイジェリアのほとんどを実効支配することができず，そうしたなかイギリス政府は王立ナイジャー会社に与えていた特許状を停止し，1900年1月1日をもって北部ナイジェリアを保護領化すると宣言した。こうして成立したのが「北部ナイジェリア保護領（Protectorate of Northern Nigeria）」であり，その初代の高等弁務官（High Commissioner）を務めたのがフレデリック・ルガード（Frederick John Dealtry Lugard）であった。

ルガードは，広大な北部ナイジェリア保護領を限られた人員と予算で統治するために，既存のスルタン＝エミール体制を利用して植民地支配を行う間接統治方式を採用した。そして，そうした間接統治政策のもとでとくに積極的な活用が図られたのが，シャリーアとそれに基づくイスラーム的な司法制度であった。

2-2．北部ナイジェリアの植民地行政――保護領化後――

では次に，保護領化後の北部ナイジェリアの植民地行政システムを，支配者で

あるイギリス側と被支配者である原住民側に分けてごく簡単に整理しておこう。

1900年に北部ナイジェリア保護領が成立した当初，宗主国イギリスから同保護領へと派遣された最高位の行政官職は高等弁務官であったが，のちにそれは総督（Governor）へと改称された。そして，1914年に北部ナイジェリア保護領と「南部ナイジェリア植民地および保護領（Colony and Protectorate of Southern Nigeria）」が統合されて「ナイジェリア植民地および保護領（Colony and Protectorate of Nigeria）」が成立すると，イギリス国王の代理人である総督（Governor-General，時期によってはGovernor）がナイジェリアの植民地・保護領全体を統轄する一方，その隷下の副総督（Lieutenant Governor）が北部ナイジェリアを管轄するようになった。

そうした北部ナイジェリアの最高行政官（つまり，高等弁務官／総督／副総督など）の下には，レジデント（Resident）という上級植民地行政官職が置かれた。レジデントは，プロヴィンス（province）という，保護領の下位の行政区域を管轄した。とはいえ，当時の植民地行政官は健康管理のための休暇を長期にわたって交代で取得したため，レジデントは通常，ひとりではなく複数人で交代しながらひとつのプロヴィンスの行政を監督した。そして，プロヴィンスはディビジョン（division）に細分化され，それをおもに管轄したのがレジデント配下のジュニア・レジデント（Junior Resident）あるいはアシスタント・レジデント（Assistant Resident）と呼ばれる植民地行政官である。さらに，ディビジョンはディストリクト（district）というより小さな行政区域に分けられ，ディストリクト・オフィサー（District Officer）がこれを管轄した。ちなみに，北部ナイジェリア保護領は，1914年の南北ナイジェリア統一以降は「北部プロヴィンス（Northern Provinces）」と呼ばれるようになり，さらに，1946年の憲法改正によってナイジェリアが北部・西部・東部という3つの地域（region）に分けられると，「北部地域（Northern Region）」とも呼称されるようになった。

このように北部ナイジェリア（つまり，北部ナイジェリア保護領／北部プロヴィンス／北部地域）の植民地行政の仕組みは，ごく大雑把な言い方をすれば，最高行政官である高等弁務官／総督／副総督などが同地域全体を，レジデントがプロヴィンスを，下級のレジデントがディビジョンを，ディストリクト・オフィサーがディストリクトをそれぞれ管轄するというものであった。なお，そうしたプロ

ヴィンスやディビジョンのような行政区域の数は植民地期を通じて変動したが，たとえば1947年の時点では，北部ナイジェリアには12のプロヴィンスがあり，その下に39のディビジョンが置かれていた（Hailey 1951, 38）。

これに対して，北部ナイジェリアには，保護領化以前から多様な伝統的統治の仕組みがみられた。その代表例が，前述したスルタン＝エミール体制である。19世紀前半に成立したソコト・カリフ国では，ソコトのスルタンを頂点とし，その配下の多くのエミールが各領地を統治するイスラーム的な支配体制が構築された。いま仮に，北部ナイジェリアをさらに南北に二分するとすれば，その北部地方（とくに北西部地方）がソコト・カリフ国の中心地であり，そこではイギリスによる保護領化後もイスラーム的なスルタン＝エミール体制が温存された。

他方，今日「ミドルベルト（Middle Belt）」と呼ばれる，ベヌエ川とナイジャー川の合流地点とそれよりも上流の流域地帯を含む北部ナイジェリアの南部地方は，19世紀にソコト・カリフ国の版図に組み入れられた地域もみられたが，その支配下に入らなかった地域もあった。また，同国の版図に入りながらも，少数民族がエミールの支配に抵抗し続け，ある程度の政治社会的自立性を維持した地域もみられた。そうしたいわば「斑模様」ともいえる南部地方（今日のミドルベルト）では，北部地方と比してイスラームの普及は総じて限定的であり，フラニ人のエミール以外にも，少数民族のチーフや代表者などによる独自の伝統的統治の仕組みが成立した（図1-1参照）。

そして，北部ナイジェリアを保護領化したイギリスは，間接統治体制を構築するために「原住民統治機構（Native Authority）」という新たな行政単位を法的に設定し，スルタン，エミール，チーフといった既存の伝統的指導者やそれを中心とする合議体などを同機構として認定した。また，原住民統治機構となるのに相応しい伝統的指導者や合議体が不在の地域では，それらを新たに創出しようとした。そうした原住民統治機構の数は時代とともに変化したが，たとえば1947年時点では，北部ナイジェリア全体で119の原住民統治機構がみられた。そのうちエミールやヘッド・チーフといった主要な伝統的指導者が個人で原住民統治機構となる「単一原住民統治機構としてのチーフ（Chief as Sole Native Authority）」の事例が87例と最多であり，全体の73％を占めた。そして，その多くがエミールを中心とするムスリムの伝統的指導者であった。しかし，北部ナイジェリアの

図1-1　ナイジェリアの北部プロヴィンス(1939年時点)とミドルベルト



(出所)筆者作成。

原住民統治機構には，ほかにも「チーフおよび評議会（Chief and Council)」「単一原住民統治機構としての村長たち（Village Heads as Sole Native Authority)」「クラン・エリア・ヘッドたちおよび評議会（Clan Area Heads and Council)」といった複数の形態がみられた（Hailey 1951, 50-51)。北部ナイジェリアは，民族的にはハウサ人やフラニ人を，宗教的にはムスリムをそれぞれ中心としているが，その南部地方（ミドルベルト）などには少数民族や非ムスリムがおり，そうした地域的特性を反映するかたちで原住民統治機構のあり方もまた，多様なものとなった。

このように北部ナイジェリアでは，植民地支配者側の統治の仕組みは比較的シンプルであったのに対して，被支配者側の原住民統治機構のあり方は，イスラーム的な伝統的支配者を中心としながらも相当程度多様であった。しかし，植民地

支配者側が間接統治政策のもとでそうした多様な原住民統治機構側に対して求めた機能は，おおむね共通していた。その重要な機能のひとつが徴税であり，もうひとつが法の秩序と治安の維持である。そして，後者において中心的な役割を果たしたのが，シャリーアとそれに基づくイスラーム的な司法制度にほかならなかった。

本節では以上，保護領化前の北部ナイジェリアのイスラーム化と保護領化後の植民地行政の仕組みについて概観した。それでは以下，北部ナイジェリアが保護領化された1900年から，同地域を含むナイジェリアがイギリスから独立を達成した1960年までの約60年間の植民地期を3つの時期に区分したうえで，原住民裁判所制度の変遷の考察を通してシャリーア適用の史的展開について検討することにしよう。

3　第Ⅰ期(保護領化から司法制度改革前夜までの時期)――1900～1932年――

3-1．1900年原住民裁判所布告

北部ナイジェリア保護領が成立した1900年，ルガード高等弁務官は，裁判所制度整備のために2つの布告を発している[1)]。そのひとつが近代的裁判所――本章では以下，イギリスがナイジェリアに持ち込んだ近代的な裁判所全般のことを便宜的に「イギリス式裁判所（English court)」と呼ぶ――の設立について定め

1）北部ナイジェリア保護領（1900 ～ 1914年）には立法機関がなかったため，法令は高等弁務官／総督によって定められた。そうした高等弁務官／総督が同保護領を対象として定めた法令のことを「布告（proclamation)」と呼ぶ。これに対して，1914年に南北が統合されてナイジェリア植民地・保護領が成立すると，北部ナイジェリアは依然として保護領であり，同地域に立法機関はまだなかったものの，直轄植民地のラゴスにある立法機関で審議された法令が適宜適用されるようになる。そうした直轄植民地の立法機関の審議を経て制定された法令を「条令（ordinance)」と呼び，1914年以降にナイジェリア保護領の北部プロヴィンスに適用された法令もまた条令と呼称されるようになった。とはいえ，布告と条令はともに植民地支配下で定められた法令であり，その効力や取扱いなどには大きな差異はみられなかった（Elias 1963, 4)。ちなみに，1950年代に入って各地域に立法機関が置かれるようになると，その審議をへて制定された法令は「法律（law)」と呼ばれるようになり，連邦が制定する「法律（act)」と区別された。今日のナイジェリアにおいても，州議会（State House of Assembly）で制定された法律は「州法（law)」，連邦議会（National Assembly）で制定された法律は「連邦法（act)」とそれぞれ呼ばれて区別されている（Olong 2007, 18-19)。

た「1900年保護領裁判所布告（Protectorate Courts Proclamation No. 4 of 1900）」である。この布告によって，北部ナイジェリア保護領にも最高裁判所（Supreme Court）が設置されたほか，レジデントなどの行政官が判事を務めるプロヴィンス裁判所（Provincial Court）が各プロヴィンスに設けられることとなった。また，マジストレート（magistrate）が判事を務めるキャントンメント裁判所（Cantonment Court）という機関が白人の宿営地（キャントンメント）に設置された（Elias 1963, 113-120）。

これに対して，原住民側の伝統的司法制度を規定するために公布されたのが，「1900年原住民裁判所布告（Native Courts Proclamation No. 5 of 1900）」である。前述の保護領裁判所布告とは異なり，原住民裁判所布告は新たな裁判所を設置するのではなく，とりあえず原住民裁判所という新しい法的範疇だけをまず設け，そのなかに北部ナイジェリアの既存の伝統的司法の仕組みを取り込むことで，その管理・統制を図ろうとする法令であった（Keay and Richardson 1966, 22）。

この布告によって設置された原住民裁判所には，「原住民の法と慣習（native law and custom）」に基づいて裁判を行うとともに，それが定める刑罰を科すことが認められた。しかし，「自然の正義と人道に抵触する（repugnant to natural justice and humanity）」刑罰は禁じられた。それは，手足切断のような身体刑や石打ちによる死刑といった，シャリーアが定めるハッド刑の部分的禁止を事実上意味した。原住民裁判所は4名以上のメンバーで構成され（のちに1名以上に変更），そうした裁判所メンバーは，原則としてヘッド・チーフやエミールのような主要な伝統的指導者によって任命されるものとされた（Elias 1963, 120-121; Keay and Richardson 1966, 22-23）。

そして，原住民裁判所をめぐって最も大きな権限を付与されたのがレジデントであった。レジデントには，エミールやヘッド・チーフの同意などを条件に原住民裁判所を設置する権限が認められたほか，同裁判所の監督権が付与された。また，ヘッド・チーフやエミールが不在の地域では，レジデントが原住民裁判所メンバーを直接任命することができた。さらにレジデントには，原住民裁判所で審理している訴訟を必要に応じてプロヴィンス裁判所へと移管する権限も認められた（Elias 1963, 120-121; Keay and Richardson 1966, 22-23）。

その後，北部ナイジェリア保護領では1904年までに，この1900年布告に基づ

いて80の原住民裁判所が設置――より現実に即した言い方をするならば，80の既存の伝統的司法の仕組みが原住民裁判所として認定――された（Keay and Richardson 1966, 24）。そして，そうした原住民裁判所の多くがアルカーリーの裁判所によって占められ，そこではシャリーアに基づく裁判が行われた。

しかし，1900年原住民裁判所布告においては，シャリーアやアルカーリーに関する具体的な記述や規定はまだみられなかった。同布告では，シャリーアはあくまでも「原住民の法と慣習」の一部とみなされ，アルカーリーの裁判所もまた，原住民裁判所という抽象的な範疇のなかに包摂されているにすぎなかったのである。同布告が公布された1900年当時はまだ，ソコト・カリフ国の中心地であるソコトなどがイギリスの実効支配下に入っておらず，そうしたことが，原住民裁判所に関する初の法令である1900年布告のなかにシャリーアやアルカーリーに関する条文がみられないことの一因であったかもしれない。

3-2. 1906年原住民裁判所布告

1903年に入ってソコトなどが制圧され，スルタンやエミールがイギリスの植民地支配をおおむね受け入れるようになると，植民地支配者側は原住民裁判所に関する法令の見直しに乗り出す。その目的は，それまでの布告には明記されていなかった，アルカーリーといったイスラーム的司法のあり方を原住民裁判所制度の中核に据え，それによって同裁判所の整備を一層図ることにあった。そして，そのために公布されたのが「1906年原住民裁判所布告（Native Courts Proclamation No. 1 of 1906）」である。

この1906年布告によって，原住民裁判所は，①アルカーリー裁判所（Alkali's Court）と②司法評議会（Judicial Council）の2種類にまず分類された。そして，前者のアルカーリー裁判所は，イスラームの裁判官であるアルカーリーが単独で審理を行うか，あるいはアルカーリーが裁判長となり，マラーム（mallam：ハウサ語で「ウラマー」のこと）などが判事（judge）あるいは補佐人（assessor）として裁判に関わる裁判所，として位置づけられた。これに対して，後者の司法評議会は，エミールやヘッド・チーフなどが他の判事や補佐人と共同で審理を行う原住民裁判所とされた（Elias 1963, 121-122; Keay and Richardson 1966, 25-26）。保護領化当初，原住民裁判所には種類や種別というものがまだなかったが，こう

して1906年布告によって，同裁判所はアルカーリー裁判所と司法評議会――後者のほとんどはエミール裁判所――の2種類へと区分された。

原住民裁判所メンバーの人事権は，先の1900年布告ではエミールやヘッド・チーフのような伝統的指導者に委ねられていた。しかし，1906年布告では，司法評議会（エミール裁判所）という新しい種類の原住民裁判所が設けられたこともあって，その人事権はエミールなどの伝統的指導者からレジデントへと移された。こうして北部ナイジェリアでは，アルカーリー裁判所やエミール裁判所を中心とする原住民裁判所の設置・監督・人事などの諸権限が，少なくとも法令上はレジデントという行政官におおむね集約されることになる（Smith 1968, 55）。そして，レジデントがディストリクト・オフィサーなどの他の植民地行政官を使いながら原住民裁判所を管理・統制するという仕組みは，その後も北部ナイジェリアの植民地期を通じて維持された。

このほか1906年布告では，一部の主要エミールが主宰する司法評議会に対して，シャリーアに基づいて死刑判決を言い渡す権限が認められた。しかし，死刑の方法については自然の正義と人道に抵触してはならず，また，その刑の執行には総督による最終的な承認が必要とされた。さらに，前述のとおりシャリーアにはもともと上訴という仕組みはないが，同布告では，農村部のアルカーリー裁判所の判決を不服とする者には，判決から30日以内であれば，レジデントが控訴審として指定した都市部のアルカーリー裁判所や司法評議会（エミール裁判所）への上訴が認められるようになった（Elias 1963, 121-122; Keay and Richardson 1966, 25-26）。

3-3. 1918年原住民裁判所条令

1914年の南北統合によってナイジェリアという新しい英領植民地・保護領が成立すると，それまで南北ナイジェリアで異なっていた原住民裁判所関連法令の統一化が図られる。そのために公布されたのが，「1918年原住民裁判所条令（Native Courts Ordinance No. 5 of 1918）」である。

1918年条令は南北ナイジェリアの原住民裁判所を統一的に規定した条令であり，それによって，ナイジェリア全体の原住民裁判所は，①アルカーリーが単独か他の補佐人と共同で審理するアルカーリー裁判所（北部プロヴィンスの場合），

②原住民判事が単独で審理する裁判所（南部プロヴィンスの場合），③ヘッド・チーフが単独か下位チーフなどと共同で審理する裁判所，④複数のチーフや代表が共同で審理する裁判所，という4種類に再編された（Elias 1963, 135）。

また，1918年条令では，そうした4種類の原住民裁判所に対して4等級（A ～ D）の共通グレード制が導入されている。具体的にいえば，最上級となるグレードAの原住民裁判所には，すべての民事・刑事の原審管轄権が付与され，自然の正義と人道に抵触しない範囲内で「原住民の法と慣習」に従って死刑を含む判決を言い渡す権限が認められた（ただし，死刑の執行には総督の承認が引き続き必要とされた）。これに対して，それよりも下級のグレードB原住民裁判所には，民事の場合には50ポンド以内の賠償額の訴訟，刑事の場合には2年以内の禁固，24回以内の鞭打ち，あるいは50ポンド以内の罰金によって処罰できる訴訟に対してのみ原審管轄権が認められた。さらに下級となるグレードCとDの原住民裁判所についても，判決で言い渡せる金額や刑罰に上限がそれぞれ定められた（Elias 1963, 135-136）。

このように1918年条令では，原住民裁判所の種類が2つから4つに増加している。しかしそれは，あくまでも南北統一に伴うものであり，北部プロヴィンスにおける原住民裁判所の大半は，依然としてアルカーリー裁判所とエミール裁判所の2種類であった。むしろ1918年条令の特徴は，判決で言い渡せる賠償額や刑罰を基準として原住民裁判所を4等級に分類するグレード制が新たに導入された点にある。

その後，1918年条令は何度か修正されたものの，同条令によって規定された基本的な原住民裁判所のあり方は，1933年以降に大規模な司法制度改革が実施されるまでの間，大きな変更をみることはなかった。

3-4. 考　察

ここで，第Ⅰ期（1900 ～ 1932年）の原住民裁判所制度の変遷について考察してみよう。この時期は，約60年間に及ぶ北部ナイジェリア植民地期の前半30年間にほぼ相当する。

もともと原住民裁判所は，保護領化直後に公布された1900年布告によって設置された。しかし，同布告にはまだ，アルカーリーやシャリーアに関する条文は

みられなかった。イスラーム的な司法の仕組みが北部ナイジェリアの法令のなかに明示的に取り入れられるのは，1906年布告以降のことである。具体的には1906年布告において，原住民裁判所がアルカーリー裁判所と司法評議会（エミール裁判所）の2種類に大別された。その後，南北統合を受けて公布された1918年条令では，そうした原住民裁判所の種類は4種類へと増えたものの，北部ナイジェリアにおける原住民裁判所の大半がアルカーリー裁判所とエミール裁判所の2種類からなるという状況には大きな変化はみられなかった。

他方，1906年布告では，原住民裁判所がアルカーリー裁判所と司法評議会（エミール裁判所）に「分化」したこともあって，上訴の仕組みが早くも整備され始めている。そして1918年条令になると，判決で言い渡せる金額や刑罰を基準として原住民裁判所を等級分けするグレード制が新たに導入された。こうした上訴や等級分けは，植民地支配者側が原住民裁判所制度のなかに持ち込んだものであり，必ずしもイスラーム的でもなければ，原住民的でもない。とはいえ，この当時はまだ，上訴や審級関係はあくまでも原住民裁判所の枠内に限定されていた。このために原住民裁判所は，イギリス式裁判所とはほぼ完全に分離された存在として比較的自由に「原住民の法と慣習」――アルカーリー裁判所やエミール裁判所の場合はシャリーア――に基づいて裁判を行い，判決を言い渡すことができた。そして，それを可能ならしめていたのが，レジデントを中核とする植民地行政官による柔軟で自制的な監督にほかならなかった。

前述のとおり，レジデントには原住民裁判所の設置から人事にいたるまで広範な権限が少なくとも法令上は認められた。この点に関して，北部ナイジェリアの原住民裁判所制度に詳しいデイヴィッド・スミスは，「レジデントによって実施された，非専門家的で柔軟な管理は，前述のとおり，イギリスの到来以前からすでに司法制度が機能していた，ムスリムの多い北部にはよく適していた」と指摘したうえで，「1906年原住民裁判所布告とその後の条令が認めた，原住民裁判所への介入の程度は，想定されていたほどには広範なものにならなかった。条令によって認められた介入は，行政官側の自制のおかげで，ムスリム地域では許容範囲内に留まった」と述べている（Smith 1968, 55-56）。つまり，レジデントには原住民裁判所に関して実に広範な権限が法令上は認められたが，実際には，少なくともシャリーアに基づく裁判所に関していえば，レジデントはそうした諸権限

を想定されたほどには積極的に行使せず，むしろかなり自己抑制的にしか原住民裁判所に介入しなかった，というのである。

北部ナイジェリアが保護領化された当初，「原住民の法と慣習」と近代的法令――本章では以下，コモン・ローや成文法などからなる後者を便宜的に「イギリス式法令（English law）」と呼ぶ――は，まったく異なる法体系とみなされていた。このため，前者にもとづく原住民裁判所と後者に基づくイギリス式裁判所もまた，まったく異なる司法の枠組みとしていわば分立していたのである。そして原住民裁判所は，同じ司法の枠組みとはいえ，最高裁判所のようなイギリス式裁判所のもとにではなく，法律の専門家ではないレジデントという植民地行政官の柔軟で自制的な監督下に置かれることで，イギリス式の法令や裁判所との齟齬やそれらによる制約を免れ，相当程度の自立性を享受できた。

ナイジェリアでは1930年代前半，そうした二元的な司法制度を見直すための改革が実施され，その過程のなかで，原住民裁判所とイギリス式裁判所が上訴の仕組みによって接続される。しかし，この1930年代前半の司法制度改革までの約30年間，北部ナイジェリアにおけるアルカーリー裁判所やエミール裁判所は，ハッド刑の部分的禁止や同害報復刑廃止を求める圧力といった植民地支配者による制約などを受けながらも，ある程度の自立性を温存することができた。その意味で，本章ではこの第Ⅰ期のことを，とりあえずシャリーア適用をめぐる「温存期」と位置づけることにしたい。

4　第Ⅱ期（司法制度改革から連邦化前夜までの時期）――1933～1953年――

4-1．1933年原住民裁判所条令

1931年，ドナルド・キャメロン（Donald Cameron）がナイジェリア総督に就任すると，彼は裁判所制度全体を近代化するための大規模な司法制度改革に着手した。その結果公布されたのが，①「1933年原住民裁判所条令（Native Courts Ordinance No. 44 of 1933）」，②「1933年保護領裁判所条令（Protectorate Courts Ordinance No. 45 of 1933）」，③「1933年最高裁判所（修正）条令（Supreme

Court（Amendment）Ordinance No. 46 of 1933）」，④「1933年西アフリカ控訴裁判所条令（West African Court of Appeal Ordinance No. 47 of 1933）」という，裁判所制度に関する4つの条令である。それらはすべて1934年から施行された。

まずイギリス式裁判所に関していえば，この1933年改革では，レジデントなどの植民地行政官が判事を務めるプロヴィンス裁判所が廃止され，代わってマジストレート裁判所（Magistrate's Court）と高等裁判所（High Court）が設立された。こうして最高裁判所と高等裁判所を上級裁判所，マジストレート裁判所を下級裁判所とする近代的な司法制度が築かれた。また，かねてより英領西アフリカには西アフリカ控訴裁判所（West African Court of Appeal）という植民地横断的な控訴裁判所が設置されていたが，1933年改革によってナイジェリアからも同裁判所への上訴が認められるようになった。

これに対して，原住民裁判所をめぐる最大の改革ポイントは，上訴制度の拡充にあった。それまでにもアルカーリー裁判所の判決を不服とする者は，レジデントが控訴審として指定した他のアルカーリー裁判所やエミール裁判所への上訴が認められていた。しかし，1933年原住民裁判所条令では，レジデントには，エミールのようなヘッド・チーフの裁判所の一部を最終原住民控訴裁判所（Final Native Court of Appeal），シニアのアルカーリーが判事を務めるチーフ・アルカーリー裁判所の一部を原住民控訴裁判所（Native Court of Appeal）としてそれぞれ認定する権限が付与された。この結果，グレードB ～ Dの下級アルカーリー裁判所（第一審）からグレードAのチーフ・アルカーリー裁判所（第二審）へ，そしてさらにグレードAのエミール裁判所（第三審）へという，原住民裁判所における審級制度がより一層整備された（Keay and Richardson 1966, 38-40）。

しかし，原住民裁判所の上訴制度をめぐって何よりも重要であったのは，アルカーリー裁判所などの判決を不服とする者に対して，エミール裁判所といった他の上級の原住民裁判所への上訴だけではなく，マジストレート裁判所のようなイギリス式裁判所への上訴までもが初めて認められた，という点であろう。そして，原住民裁判所の判決に不服な者がもし望むならば，マジストレート裁判所から高等裁判所へ，さらに最高裁判所へと上訴ができるだけではなく，ナイジェリアという植民地・保護領を越えて西アフリカ控訴裁判所にまで上訴する道が開かれた。さらに，1933年改革では，原住民裁判所やイギリス式裁判所だけではなく，場

合によっては，原住民裁判所からディストリクト・オフィサー，レジデント，そして総督といった行政官へと上訴するルートも別途設けられた。

そうした複雑な上訴制度が導入された背景には，「原住民の法と慣習」に基づく原住民裁判所とイギリス式法令に基づくイギリス式裁判所という，それまでの二元的な裁判所のあり方を漸進的に解消しようとする植民地政府の意図があった。しかし，「原住民裁判所が原住民の法と慣習に関わる訴訟をおもに取り扱い，イギリス式裁判所がイギリス式法令に関わる訴訟をおもに取り扱っている間は，そうした二元的な裁判所制度の存在は司法行政上の深刻な問題を生まなかった」（Smith 1968, 58）。ところが，キャメロン総督が主導した1933年改革によって上訴制度が大幅に拡充され，原住民裁判所が上訴の仕組みによってイギリス式裁判所と接合されてしまうと，2つの異なる法体系の間の齟齬や軋轢が，とくに上訴レベルで生じやすくなる。それが最も先鋭なかたちで露呈したのが，北部ナイジェリアで起きたある殺人事件をめぐって1947年に西アフリカ控訴裁判所が言い渡した判決であった。

4-2. 1947年ツソフォ・グッバ事件判決

ことの発端は，ツソフォ・グッバ（Tsofo Gubba）というムスリム男性が挑発されて妻の不倫相手を殺害し，北部ナイジェリアにあるグレードAのエミール裁判所で裁かれたことにある。シャリーアでは挑発の有無は判決内容に影響を与えないため，被告は殺人罪で死刑判決を受けた。これに対してグッバは，その原判決を不服としてイギリス式裁判所へと上訴し，最終的には西アフリカ控訴裁判所において減刑の判決を勝ち取った。

西アフリカ控訴裁判所がエミール裁判所の原判決を認めずに死刑からの減刑を言い渡した背景には，北部ナイジェリアの成文法である刑法条令では，挑発を受けたことによる殺人は「故意の殺人（deliberate homicide）」ではなくあくまでも「故殺（manslaughter）」とされ，後者に対しては死刑が適用されない旨定められていることがあった。そして，西アフリカ控訴裁判所は，1933年の司法制度改革以降，たとえ原住民裁判所であっても刑法条令の定める最高刑よりも重い刑罰を科すことはできないとして被告に死刑からの減刑を言い渡したのである（Keay and Richardson 1966, 46-48）。

この1947年の西アフリカ控訴裁判所の判決が北部ナイジェリアで知られるようになると，アルカーリーやエミールから強い反発が起きた。というのも，もし仮に同控訴審判決を受け入れるとすれば，アルカーリーやエミールは，それまでのようにシャリーアだけではなく，今後は刑法条令の内容をもある程度理解し，両方に定めのある殺人罪や窃盗罪のような犯罪を審理する場合には，常に刑法条令が定める最高刑以下の刑罰を科さなければならなくなるからである。それは，イギリス式法令に対するシャリーアの明らかな従属を意味した。アルカーリーやエミールは，この点に強く反発したのである。

4-3. 1948年原住民裁判所条令

アルカーリーやエミールが，シャリーアに対するイギリス式法令の優越性を正式に認めた1947年グッバ事件判決に強く反発したのに対して，そうしたムスリム側の感情を緩和するために公布されたのが,「1948年原住民裁判所条令（Native Courts Ordinance No. 36 of 1948)」である。

この1948年条令では，原住民裁判所が刑法条令と原住民法（おもにシャリーア）の両方に定めのある犯罪を裁く場合，同裁判所には後者のみに従って審理をすることが再び認められた。その一方，原住民裁判所は,「原住民の法と慣習」だけではなく，法令の定める範囲内で刑法条令に従って審理をすることもできるとされ，むしろそうすることが積極的に推奨されるようになった。また，同条令では，原住民裁判所からの上訴を受ける上級審の権限が拡大され，下級審に対して再審を命じたり，独自に再弁論を実施したりすることができるようになった（Milner 1972, 26-27; Keay and Richardson 1966, 49-51)。

このように1948年条令は，原住民裁判所が「原住民の法と慣習」に基づいて審理する自立性を再確認する一方，同裁判所がイギリス式法令に基づいて裁判することを奨励したり，控訴審となるイギリス式裁判所の権限を強化したりするという，かなり折衷的な内容の法令であった。そして，そうした玉虫色的でやや矛盾した内容のゆえに同条令は，1933年条令を代替する本格的な法令ではなく，あくまでもそれを補完する条令として位置づけられ，原住民裁判所制度全般を見直すまでの3年間のみ有効な，いわば「急場しのぎ」的な時限法とされた（Milner 1972, 27)。

4-4. 1951年原住民裁判所（修正）条令

3年間の時限法である1948年条令が公布されたのと同じ年，原住民裁判所制度の見直しに関する調査のために，北部・西部・東部の3地域と植民地（ラゴス）を対象として4つの委員会が設置された。そして，それらすべての調査委員会の長に共通任命されたのが，ナイジェリア最高裁判所長官のネヴィル・ジョン・ブルック（Neville John Brooke）であった。

これらブルックが主宰した諸調査委員会は，ナイジェリア各地の原住民裁判所の状況を調査するとともに，同裁判所に関する基本法令である1933年条令とその補完的法令である1948年条令に代わる新しい原住民裁判所条令の草案を作成した。しかし，1948年条令の3年間の失効期限が迫っていたため，結局，まったく新しい条令を制定するのではなく，原住民裁判所制度に関する基本法令である1933年条令を部分的に修正する条令が公布されることになった（Keay and Richardson 1966, 51-53）。それが「1951年原住民裁判所（修正）条令（Native Courts (Amendment) Ordinance No. 2 of 1951）」である。

前述のとおり1948年条令では，時限的とはいえ原住民裁判所に対して，原住民法のみに従って刑事事件を審理することが認められた。これに対して，1951年修正条令では一転，原住民裁判所が「原住民の法と慣習」と刑法条令の双方に定めのある犯罪を裁く場合には，後者が規定する最高刑よりも重い刑罰を科すことはできないとされた。それは，西アフリカ控訴裁判所による1947年グッバ事件判決の判断を事実上追認するものであった（Milner 1972, 27; Keay and Richardson 1966, 52）。こうして1933年条令によって導入された，原住民裁判所を下級審，イギリス式裁判所を上級審とする「裁判所の上下関係」だけではなく，「原住民の法と慣習」，とくにイスラーム刑法――より厳密にいえば，シャリーアの刑罰規定――がイギリス式法令である刑法条令によって明確に制限されるという「規範の上下関係」が，1951年修正条令によって法的に確定することになった。

4-5. 考　察

本節では以上，第Ⅱ期（1933 ~ 1953年）における北部ナイジェリアの原住民裁判所関連の主要な条令や控訴審判決の内容を概観してきた。ここで，その考察

を試みてみよう。

前節で指摘したとおり，北部ナイジェリアが保護領化された当初ルガードは，同地域でみられた既存のイスラーム的な諸制度に注目し，間接統治の理念のもと，とくにアルカーリー裁判所のようなイスラーム的司法の仕組みを植民地支配のために積極的に活用しようとした。ラビアット・アカンデは，そうしたルガードの思想に強い影響を受けた植民地行政官のことを「ルガーディアン（Lugardian）」と呼び，1900年から1930年までの約30年間を北部ナイジェリアにおける「ルガーディアン期（Lugardian Phase）」と位置づける。アカンデのいうところのルガーディアン期（1900 ~ 1930年）は，前節で論じた第Ⅰ期（1900 ~ 1932年）と時期的にほぼ重複する。そして，このルガーディアン期は，シャリーアが植民地行政官（レジデント）の庇護のもとで比較的広範に適用されただけではなく，裁判権を含む特にエミールの統治権力（siyāsa）が，植民地支配者の権威を後ろ盾としながら，保護領化前よりもむしろ増大した時代であった，とアカンデはみる（Akande 2020, 471-478）。

これに対してアカンデは，1931年から1958年までの時期を「キャメロン期（Cameron Phase）」と呼ぶ。それは，本節で考察してきた第Ⅱ期（1933 ~ 1953年）と期間的に相当程度重なり合う。アカンデによれば，1931年にナイジェリア総督に就任したキャメロンは，北部ナイジェリアのイスラーム法・制度をルガードほどには高く評価せず，むしろそれが近代化されないまま長年にわたって温存されてきたこと，とくに法律の専門家ではないエミールの裁判権が広範に認められてきたことを問題視したという（Akande 2020, 478-484）。そして，その改革のために公布されたのが1933年原住民裁判所条令であった。

1933年条令では，レジデントが原住民裁判所を監督するという従来の行政上の仕組み自体は変更されなかったものの，同裁判所が上訴制度の拡充によってイギリス式裁判所に接合された。その結果，原住民裁判所は北部ナイジェリアの審級制度における下級審として明確に位置づけられるようになり，上級審であるイギリス式裁判所による制約を強く受けるようになった。

その後キャメロンは，1935年にナイジェリア総督を退任する。しかし，エミール裁判所のような北部ナイジェリアのイスラーム的司法のあり方を問題視し，それをイギリス式裁判所との漸進的な統合によって近代化しようとしたキャメロ

ンの問題意識と司法制度改革の方向性は，のちの植民地行政官にもおおむね継承された。そして，原住民裁判所が「原住民の法と慣習」のみに従って犯罪を裁くことを認めた1948年原住民裁判所条令によって，本章でいうところの第Ⅰ期（アカンデのいうところのルガーディアン期）への一時的な，いわば「揺り戻し」こそみられたものの，1947年グッバ事件判決とそれを事実上追認した1951年原住民裁判所（修正）条令によって，単にそれまでの「裁判所の上下関係」だけではなく，イギリス式法令が原住民法（とくにシャリーア）に対して優越するという「規範の上下関係」もまた確立するにいたった。

このように第Ⅱ期は，原住民裁判所が上訴によってイギリス式裁判所に接合されてその下級審として位置づけられたり，原住民法（とくにイスラーム刑法）に対するイギリス式法令（とくに刑法条令）の優越性が確定したりするなど，総じてイスラーム的司法がイギリス式法令・裁判所に対する従属傾向を強めた時期であったといえる。その意味で，本章ではこの第Ⅱ期のことを，シャリーア適用における「従属期」として捉える。

5　第Ⅲ期（連邦化から独立までの時期）――1954～1960年――

5-1．1956年原住民裁判所法と1956年ムスリム控訴裁判所法

ナイジェリアでは1953年，ムスリムが優勢な北部と非ムスリムを中心とする南部がイギリスからの自治権獲得をめぐって激しく対立し，そうしたなかで暴動が発生して多数の死傷者を出す事態へと発展した。これを受けてイギリス本国政府は，深刻な南北対立を抱えるナイジェリアに本格的な連邦制を導入することを検討し始める。そして1954年，「ナイジェリア（憲法）令（Nigeria (Constitution) Order in Council 1954)」という新しい憲法勅令が施行され，同憲法のもとでナイジェリアは，北部・西部・東部という3地域，イギリスの国連信託統治領であった南部カメルーン（のちに現カメルーン共和国へと併合），そして連邦首都ラゴスからなる連邦へと改組された。各地域には独自の総督，首相，行政府，立法府，司法府などが置かれ，立法権や司法権を含む広範な権限が付与された。そして，北部地域では1954年に議会選挙が実施され，ソコトのスルタンの家系に属する

アフマド・ベロ（Ahmadu Bello）というムスリム指導者が首相に就任した。

ベロを首班とするムスリム主体の北部地域政府は1956年，「1956年原住民裁判所法（Native Courts Law No. 6 of 1956）」と「1956年ムスリム控訴裁判所法（Moslem Court of Appeal Law No. 10 of 1956）」という2つの法律を議会で成立させた。そして，前者の法律によって，北部地域の原住民裁判所は，それまでの4グレード制から，グレードA・A（リミテッド）・B・C・Dという5グレード制に移行した。グレードAとA（リミテッド）の原住民裁判所には刑事・民事のすべての原審管轄権が付与されたものの，後者のA（リミテッド）には死刑判決を下す権限が認められなかった。ちなみに，グレードA原住民裁判所は基本的にすべて主要エミールが主宰するエミール裁判所であったのに対して，グレードA（リミテッド）は下級エミールが主宰するエミール裁判所とシニアのアルカーリーが主宰するチーフ・アルカーリー裁判所によってほぼ占められた（Panel of Jurists 1958, 30）。また，グレードB ～ Dの下級原住民裁判所のなかには非ムスリムの裁判所も一部含まれはしたものの，多くはアルカーリー裁判所であった。そして，そうした1950年代後半当時の原住民裁判所の数は，北部地域全体で600カ所以上にものぼったという（Richardson and Williams 1963, 2）。

このほか，1956年原住民裁判所法では，1933年条令で導入された複雑な上訴制度が見直され，原住民裁判所からディストリクト・オフィサーのような行政官へと上訴する仕組みは廃止された。また，グレードB ～ Dの下級原住民裁判所からの上訴は，レジデントが指定する原住民控訴裁判所のみに限定された。

他方，1956年ムスリム控訴裁判所法によって，グレードAとA（リミテッド）のような上級原住民裁判所を第一審とする上訴や原住民控訴裁判所を第二審とする上訴の審理のために，アルカーリー1名と複数の補佐人からなるムスリム控訴裁判所（Moslem Court of Appeal）という新しい裁判所が設けられた。ただし，同控訴裁判所は常設機関ではなく，必要に応じて設置するものとされた（Keay and Richardson 1966, 54-58）。

5-2. 1958年マイノリティ委員会報告書

1950年代に入って，ナイジェリアが北部・西部・東部という3地域からおもに構成される本格的な連邦へと移行し，依然として植民地統治下にあったとはい

え，ナイジェリア人主体の政権が各地域で成立するようになると，にわかに独立の達成が次なる喫緊の課題として議論の俎上に載せられるようになる。そこで注目されたのが，強い権限を付与された各地域に内包されてしまう民族的・宗教的マイノリティの問題であった。とくに北部地域では，ムスリム主体の政権が成立するなかで，シャリーアを強制されることへの懸念が独立を眼前にして非ムスリムの間で急速に高まった。

そうした状況下でイギリス本国政府が1957年に任命したのが，「マイノリティの恐怖とそれらを緩和する方策を調査するために任命された委員会（Commission Appointed to Enquire into the Fears of Minorities and the Means of Allaying Them）」である。この通称マイノリティ委員会は，1957年11月から1958年4月にかけてナイジェリアで現地調査を実施し，同年7月に報告書を提出した（Colonial Office 1958）。そして，同報告書のなかでマイノリティ委員会は，ナイジェリアのマイノリティをめぐる諸問題のひとつとして北部地域の「ムスリム法（Muslim Law）」を取り上げ，同地域では宗教的マイノリティである非ムスリムが同法に対して大別して2種類の懸念を抱いている，と指摘した。ひとつは，裁判においてムスリム男性の証言が女性や非ムスリムのそれよりも重視されるなど，イスラームではムスリムと非ムスリム，あるいは男性と女性が明確に区別され，両者の間に明らかな差別がみられることであった。もうひとつは，エミールのようなムスリムの伝統的指導者はアルカーリーを直接任命こそできないものの，レジデントに対してその候補者を推薦したり，自らも判事として裁判をできたりするなど，イスラームにおいては行政権と司法権が分離しておらず，そのために公正な裁判を期待できないことであった。そしてマイノリティ委員会は，そうしたムスリム法をめぐる懸念や不安を払拭するために，非ムスリムが希望する場合には非ムスリムの裁判所で審理を受ける選択肢を保障することや，アルカーリーをエミールではなく司法人事委員会の推薦に基づいて任命することなどを北部地域政府に対して提案した（Colonial Office 1958, 66-71）。

5-3. 1958年法律専門家パネル報告書

イギリス本国政府によって任命されたマイノリティ委員会が調査活動を展開した1957年から1958年にかけての時期，北部地域政府も，原住民司法，とくにイ

スラーム的司法を見直すための作業に独自に着手し始める。

ムスリム主導の北部地域政府は，独立を目前に控えて「ひとつの北部，ひとつの人民（One North, One People）」をスローガンに掲げ，非ムスリムや少数民族を抱える北部ナイジェリアの地域的一体性を何としても堅持したいと考えていた。また，北部地域は資源が乏しいため，独立後は経済発展のために海外からの投資を積極的に誘致する必要もあった。そして，それらのためには，非ムスリムや外国企業が懸念したり警戒したりするシャリーア，特にその厳格な刑罰規定の適用のあり方を見直す必要がある，という認識が，当時の北部地域政府内にはみられるようになっていた。

そこで北部地域政府は1958年，ムスリムと非ムスリムが社会的に共存しているリビアとパキスタン，そしてスーダンに視察団をそれぞれ派遣し，シャリーアに関する調査を実施させた。そして，その報告を受けて1958年7月に北部地域政府が任命したのが，イスラーム法に詳しいナイジェリア内外の6名の専門家からなる「法律専門家パネル（Panel of Jurists）」であった。スーダン最高裁判所長官のサイード・ムハンマド・アブ・ランナット（Sayyed Mohammed Abu Rannat）が委員長を務めたこのパネルは，1958年9月に北部地域総督に対して報告書を提出している（Panel of Jurists 1958）。

この1958年法律専門家パネル報告書ではまず，成文法である刑法と不文法であるマーリク派シャリーアの間には深刻な対立や矛盾がみられるとの認識が示された。そしてそのうえで，シャリーアを，結婚，離婚，遺言，後見人，贈与といった個人の身分や家族関係をめぐる分野――ナイジェリアでは，そうした分野を扱う法律のことを「個人法（personal law）」という――に限定することや，刑事に関しては，罪刑法定主義に基づいて刑罰規定を成文法に一本化するために，スーダンをモデルとした新しい刑法典と刑事訴訟法を導入することが提言された。こうした提言は，シャリーアの刑罰規定の事実上の廃止を意味した。このほか同報告書では，グレードB ～ Dの下級原住民裁判所の上訴を審理するプロヴィンス・アルカーリー裁判所（Provincial Alkalis' Court）を新設すること，既存のムスリム控訴裁判所をシャリーア控訴裁判所（Sharia Court of Appeal）へと改称して常設化すること，グレードA，グレードA（リミテッド），プロヴィンス・アルカーリー裁判所からのイスラーム個人法に関する上訴はシャリーア控訴裁判所で審

理されるものの，それ以外の刑事などの上訴を審理するために，高等裁判所内に原住民裁判所控訴部（Native Courts' Appellate Division of the High Court）を設けることなども併せて提言された（Panel of Jurists 1958）。

5-4. 1959年刑法典

北部地域政府は，シャリーアの刑罰規定を事実上廃止して新たな刑法典を制定するという法律専門家パネル報告書の提言をおおむね受け入れた（Government of the Northern Region of Nigeria, 1958）。この点に関して同政府のベロ首相は，北部地域議会での演説のなかで，「新しい刑法典をこの地域に導入するというパネルの中心的な提言のなかには，私たちの宗教信条に反するものは何もない」と述べたうえで，「地域全体に適用される単一刑法の導入は，非ムスリム・マイノリティを安心させ，彼らがかつて抱いていた懸念を払拭する以上のものをもたらすであろう」と主張し，パネル報告書の提言を基本的に受諾する旨表明している（cited in Bello 1962, 217-218）。そして，1958年12月までには刑法典の第1次草案が完成し，同草案は北部地域議会での審議と修正を経て1959年9月に可決された。それが「1959年刑法典（Penal Code Law No. 18 of 1959）」である。同法は，その後可決された「1960年刑事訴訟法（Criminal Procedure Code Law No. 11 of 1960）」とともに，ナイジェリアが独立を達成した1960年10月より施行された（Keay and Richardson 1966, 70-71）。

1959年刑法典は基本的にイギリス式法令の範疇に属するが，同法典には，スーダン刑法典に倣ってシャリーアの刑罰規定も部分的に取り入れられた。たとえば，ムスリムには姦通罪や飲酒罪が適用され，とくに後者を犯したムスリムに対しては，肉体的な苦痛を目的としない範囲での象徴的な鞭打ち（ハッド刑）が容認された。しかし，シャリーアが定める手足切断や石打ちといったその他のハッド刑については，非人道的であるとして認められなかった（Ostien 2007b, 5-6; Peters 2003, 12）。

このように1959年刑法典にはシャリーアの刑罰規定が部分的に取り入れられたものの，同法典が独立とともに施行されて以降，北部ナイジェリアのアルカーリー裁判所やエミール裁判所では，植民地期のようにシャリーアに基づいて刑事事件の審理をすることは基本的にできなくなった。そして，シャリーアの適用範

囲は婚姻や相続といった個人法分野のみに限定され，その他の民事とすべての刑事は，たとえ原住民裁判所で裁く場合であっても，シャリーア以外の原住民法・慣習やイギリス式法令に従って審理をすることが求められるようになる。

イスラーム刑法は，近代国家の成立とともに最も早く消滅したイスラーム法の分野であるが，こうして北部ナイジェリアにおいてもまた，植民地期を通じて広く適用されてきたシャリーアの刑罰規定が独立を機に事実上廃止されるにいたった。

5-5. 考　察

本節で論じてきた第Ⅲ期（1954 ~ 1960年）は，植民地期とはいえ，ナイジェリア人ムスリム主体の政権が原住民裁判所制度の改革を主導したという意味で，植民地支配者側が同改革を展開してきたこれまでの第Ⅰ・Ⅱ期とは性格を大きく異にする。

ナイジェリアでは1954年に憲法が改正され，大きな権限を付与された3つの地域からおもになる連邦が誕生した。そして，それにともなって北部ナイジェリアでは，スルタンの家系出身のベロを首班とするムスリム主体の地域政府が成立し，そのイニシアティブのもとで，原住民裁判所の審級制度が1956年原住民裁判所法や1956年ムスリム控訴裁判所法を通して整備された。

しかしその一方で，独立を控えて北部地域政府は，1958年マイノリティ委員会報告書においてシャリーア適用に対する非ムスリム・マイノリティの懸念が表明されたことや将来的に外国企業の投資を促進したいという思惑などもあって，シャリーア，とくにその刑罰規定の適用見直しに乗り出す。そして1958年，北部地域総督によって任命された法律専門家パネルが，リビア，パキスタン，スーダンの事例を参考にしつつ北部ナイジェリアの司法制度のあり方全般について検討し，報告書を提出した。同パネル報告書では，シャリーアの適用範囲を個人法分野に限定することに加えて，スーダンをモデルとした新たな刑法典と刑事訴訟法を制定することが提言された。

そして，北部地域政府は同パネル報告書の提言に従って新しい刑法典を起草し，同法案は1959年に地域議会で可決・成立した。この1959年刑法典には，シャリーアの刑罰規定が部分的に盛り込まれはしたものの，その適用範囲は極めて限定

的であった。イスラーム法に詳しいノーマン・アンダーソンによれば，植民地期の北部ナイジェリアというのは，「アラビア半島以外では，イスラーム法が実体上も手続き上も刑事訴訟に適用され，ときにそれに基づいて極刑までもが言い渡されていた唯一の」地域であった（Anderson 1976, 27）。ところが，その北部ナイジェリアにおいてもまた，近代的な成文法主義に基づく新しい刑法典と刑事訴訟法が独立を契機に施行されたことで，不文法であるイスラーム刑法は事実上消滅してしまう。

その後21世紀に入って，北部ナイジェリアの12の州では，1959年刑法典が修正されてシャリーアの刑罰規定が同法典に追加されたり，同法典とは別にシャリーア刑法典が州別に新たに制定されたりするようになる。そうした2000年から2003年にかけての時期に北部ナイジェリア諸州でみられた，シャリーア刑罰規定の再導入を中核とする動きのことを一般に「シャリーア履行（Sharia Implementation）」という（Ostien 2007a, viii）。

しかし，独立からシャリーア履行までの約40年間，北部ナイジェリアにおいては，シャリーアの刑罰規定は事実上消滅し，ほとんど法的効力をもたなかった。そして，この「空白の40年間」を生み出したのが，イスラーム的司法を近代司法に従属させようとした植民地支配者ではなく，独立を目前に控えて非ムスリムなどを懐柔しようと試みた北部ナイジェリアのムスリム・エリートたち自身であったという点は，十分に留意しておくべきであろう。というのも，やや矛盾するように聞こえるかもしれないが，そうした独立前夜のムスリム・エリートたちにみられた，冷静な判断力や非ムスリム（他者）への配慮といった資質が，じつはその約40年後にシャリーア履行を推進したムスリム・エリートたちにもまた同様に看取され得るからである。

たしかに，2000年代に入って北部ナイジェリア諸州でシャリーアの刑罰規定が次々に復活すると，それを支持するムスリムとそれに反対する非ムスリムの間の緊張が高まり，やがて暴動が各地で発生して多くの犠牲者が出た。こうした北部ナイジェリアのシャリーアをめぐる紛争や対立は，「シャリーア紛争」や「シャリーア問題」などと呼ばれる（戸田 2002; 2008; 望月 2006）。しかし，2000年代初頭に一挙に噴出して先鋭化した「シャリーア紛争」や「シャリーア問題」は，2000年代後半に入ると総じて沈静化していく。その背景には，イスラーム刑法

が復活こそしたものの，その後，同法の規定があまり厳格に適用されなかったことがあった。シャリーア履行を主導したウラマーや政治指導者のようなムスリム・エリートたちは，イスラーム刑法を再導入する一方で，近代刑法でいうところの謙抑性の原則に通じるような配慮や努力によって，石打ち刑のような一部のシャリーア刑罰の厳格な適用をできるだけ回避しようとした。その結果，ある種の安堵感のようなものが非ムスリムの間に広がり，ムスリムと非ムスリムの間の緊張関係が次第に緩和され，「シャリーア紛争」や「シャリーア問題」は下火になっていったのである。そうした緊張関係の改善に寄与した北部ナイジェリアのムスリム・エリートたちの冷静さ，謙抑さ，あるいは一種のバランス感覚は，政治社会的配慮のためにシャリーア刑罰規定を自ら放棄した独立前夜のムスリム・エリートたちのそれとどこかで通底しているようにみえる。

いずれにせよ，独立直前の第Ⅲ期は，植民地支配者ではなくナイジェリア人ムスリム主体の北部地域政府が，原住民裁判所制度を整備する一方で，独立を控えて非ムスリムや外国企業の懸念を払拭するために自ら率先してイスラーム刑法を放棄し，シャリーアの適用範囲を個人法分野に限定する道を選んだ時期であった。つまり，シャリーアの適用をめぐってムスリム・エリートによる政治的妥協が図られたのがこの独立前夜の時期であり，その意味で，本章ではこの第Ⅲ期のことを「妥協期」として位置づけたい。

おわりに

本章では，植民地期の北部ナイジェリアにおけるシャリーア適用の史的展開を理解するために原住民裁判所制度に注目し，その変遷を3つの時期に区分して考察してきた。表1-1は，これまで本章で取り上げた主要な原住民裁判所関連法令などの骨子を，そうした3つの時期別に整理したものである。

同表にもあるとおり，約60年間に及ぶ北部ナイジェリアの植民地期のうち前半のおよそ30年間（第Ⅰ期），シャリーアは，植民地支配者による制約や規制を受けながらも，レジデントの柔軟で自制的な監督のもと，司法としての自立性をある程度温存・享受することができた（温存期）。しかし，1930年代前半から

表1-1　本章で取り上げた主な原住民裁判所関連法令など（まとめ）

時期区分		名称	概要
第Ⅰ期（一九〇〇―一九三二）	温存期	1900年原住民裁判所布告	「原住民の法と慣習」に基づいて審理を行う原住民裁判所について定めた初めての法令。レジデントに原住民裁判所の設置や監督の権限を認める。アルカーリーなどに関する言及はまだない。
		1906年原住民裁判所布告	原住民裁判所をアルカーリー裁判所と司法評議会の2種類に区別した。農村部のアルカーリー裁判所の判決を不服とする者には，レジデントが控訴審として指定した都市部のアルカーリー裁判所や司法評議会への上訴を認める。
		1918年原住民裁判所条令	南北ナイジェリアの原住民裁判所を統一的に規定した条令。4等級（A ～ D）のグレード制が導入された。
第Ⅱ期（一九三三―一九五三）	従属期	1933年原住民裁判所条令	原住民裁判所からイギリス式裁判所への上訴を初めて認める。
		1947年ツソフォ・グッバ事件判決	挑発を受けて殺人を犯し，原住民裁判所（エミール裁判所）で死刑を宣告された被告に対して，西アフリカ控訴裁判所が言い渡した判決。死刑の原判決を破棄して減刑を言い渡した。原住民裁判所であってもイギリス式法令の最高刑よりも重い刑罰を科すことはできないとした。
		1948年原住民裁判所条令	グッバ事件判決に対するムスリム側の反発を緩和するために公布された条令。原住民裁判所は，「原住民の法と慣習」と刑法条令の両方に定めのある犯罪を裁く場合，前者のみに従って判決を言い渡すことができるとされた。しかし，3年間のみの時限立法であった。
		1951年原住民裁判所（修正）条令	ブルック調査委員会の報告書などを受けて，1933年条令を修正するために公布された条令。原住民裁判所は，原住民法と刑法条令の両方に定めのある犯罪を裁く場合，後者の最高刑よりも重い刑罰は科せないとされた。
第Ⅲ期（一九五四―一九六〇）	妥協期	1956年原住民裁判所法	原住民裁判所のグレード制を5等級へと変更した。
		1956年ムスリム控訴裁判所法	グレードAのような上級原住民裁判所を第一審とする上訴や原住民控訴裁判所を第二審とする上訴の審理のためにムスリム控訴裁判所を設置することを定めた。
		1958年マイノリティ委員会報告書	非ムスリム・マイノリティがシャリーアを強制されることへの懸念を抱いていると指摘した。
		1958年法律専門家パネル報告書	シャリーアを婚姻や相続といった個人法分野のみに限定すること，スーダンをモデルとして新しい刑法典と刑事訴訟法を制定することなどを提言した。
		1959年刑法典	独立前夜に起草され，独立とともに施行された，409条からなる刑法。シャリーアの刑罰規定の一部が取り入れられ，姦通や飲酒はムスリムに関しては犯罪とされた。しかし，シャリーアの適用範囲は極めて限定的であった。

（出所）筆者作成。

1950年代前半にかけての時期（第Ⅱ期）になると，アルカーリー裁判所のような原住民裁判所が上訴の仕組みによってイギリス式裁判所と接続され，前者を下級審，後者を上級審とする「裁判所の上下関係」が確立したり，イスラーム刑法が成文法である刑法条令によって制約されることで「規範の上下関係」が確定し

たりするなど，近代司法に対するシャリーアの従属傾向が総じて強まる（従属期）。そして，おもに1950年代後半の独立前夜の時期（第Ⅲ期）には，ナイジェリア人ムスリム主体の北部地域政府によって政治的妥協が図られた結果，それまで植民地支配者によって従属させられてきたシャリーアは復権するどころか，逆にその適用範囲が個人法分野に限定されてしまうことになる（妥協期）。

ナイジェリアは1960年10月1日，「ナイジェリア連邦（Federation of Nigeria）」としてイギリスからの独立を達成した。独立直後の1962年5月時点で北部地域には，25のエミール裁判所と23のチーフ・アルカーリー裁判所を含む752の原住民裁判所が存在したという（Ajetunmobi 2017, 49）。しかし，その後に成立した軍事政権のもとで1960年代後半以降，原住民裁判所は「エリア裁判所（Area Court）」へと改組されるとともに，同裁判所は原住民統治機構から完全に分離されて州政府の機関となった。また，そうした軍事政権主導の改革のなかで，エミール裁判所は廃止され，やがてシャリーアに精通したムスリム判事のことをアルカーリーと正式に呼称することさえなくなっていく（Ajetunmobi 2017, 70-74; Baum 1972, 80）。そうした独立後の北部ナイジェリアにおけるシャリーア適用のいわば「低迷状態」が一変するのは，軍事政権からの民政移管が実現し，ナイジェリアの第4共和制が発足した1999年直後のシャリーア履行期のことになる。

しかし本章には，そうした独立後の展開を詳細に考察するだけの紙幅はもはや残されていない。独立後の北部ナイジェリアにおけるシャリーアの適用については，本章で取り上げた原住民裁判所制度とは別の分析視点から，稿を改めて論じることとしたい。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

大河原知樹・堀井聡江 2014.『《イスラームを知る》17. イスラーム法の「変容」――近代との邂逅』山川出版社.

小杉泰・林佳代子・東長靖編 2008.『イスラーム世界研究マニュアル』名古屋大学出版会.

坂井信三 2003.『イスラームと商業の歴史人類学――西アフリカの交易と知識のネットワーク』世界思想社.

島田周平 2019.『物語 ナイジェリアの歴史――「アフリカの巨人」の実像』中央公論新社.

戸田真紀子 2002.「ナイジェリアの宗教と政治――2000年シャリーア紛争が語るもの」『アジア・アフリカ言語文化研究』(64): 217-236.

――― 2008.『アフリカと政治　紛争と貧困とジェンダー――わたしたちがアフリカを学ぶ理由』御茶の水書房.

中田考 2017.『イスラーム入門――文明の共存を考えるための99の扉』集英社.

ハッラーフ，アブドル＝ワッハーブ 1984.『イスラムの法――法源と理論』(中村廣治郎訳) 東京大学出版会.

堀井聡江 2004.『イスラーム法通史』山川出版社.

――― 2016.「シャリーアにおける飲酒の是非――イスラーム的規範の多元性」『宗教研究』90(2): 131-154.

望月克哉 2006.「シャリーア問題とナイジェリア国家の連邦制度」川端正久・落合雄彦編『アフリカ国家を再考する』晃洋書房，260-282.

柳橋博之 2012.『イスラーム財産法』東京大学出版会.

〈外国語文献〉

Ajetunmobi, Musa Ali 2017. *Shari'ah Legal Practice in Nigeria 1956-1983.* Ilorin, Nigeria: Kwara State University Press.

Akande, Rabiat 2020 "Secularizing Islam: The Colonial Encounter and the Making of a British Islamic Criminal Law in Northern Nigeria, 1903-58." *Law and History Review* 38(2): 459-493 (doi:10.1017/S0738248019000166).

Anderson, James Norman Dalrymple 1976. *Law Reform in the Muslim World*. London: The Athlone Press.

Baum, Edward 1972. "Recent Administrative Reform in Local Government in Northern Nigeria." *The Journal of Developing Areas* 7(1): 75-88.

Bello, Ahmad 1962 (reprinted in 1986). *My Life: The Autobiography of Alhaji Sir Ahmadu Bello, Sardauna of Sokoto*. Zaria, Nigeria: Gaskiya.

Clarke, Peter B. 1982. *West Africa and Islam: A Study of Religious Development from the 8th to the 20th Century*. London: Edward Arnold.

Colonial Office 1958. *Nigeria: Report of the Commission Appointed to Enquire into the Fears of Minorities and the Means of Allaying Them.* London: Her Majesty's Stationery Office.

Crowder, Michael 1962. *The Story of Nigeria*. London and Boston: Faber and Faber.

Elias, T. Olawale 1963. *The Nigerian Legal System*. Second edition（revised）, London: Routledge & Kegan Paul.

Government of the Northern Region of Nigeria 1958. *Statement by the Government of the Northern Region of Nigeria on the Reorganisation of the Legal and Judicial Systems of the Northern Region. In Sharia Implementation in Northern Nigeria 1999-2006: A Sourcebook Volume I*, edited by Philip Ostien, Ibadan: Spectrum Books, 49-56.

Hailey 1951. *Native Administration in the British African Territories Part III. West Africa: Nigeria, Gold Coast, Sierra Leone, and Gambia.* London: Her Majesty's Stationery Office.

Keay, E.A. and S.S. Richardson 1966. *The Native and Customary Courts of Nigeria.* London: Sweet & Maxwell, Lagos: African University Press.

Milner, Alan 1972. *The Nigerian Penal System.* London: Sweet & Maxwell.

Olong, Adefi M. 2007. *The Nigerian Legal System: An Introduction*. Lagos: Malthouse Press.

Ostien, Philip 2007a. "Preface to Volumes I-V." In *Sharia Implementation in Northern Nigeria 1999-2006: A Sourcebook Volume I*, edited by Philip Ostien, Ibadan: Spectrum Books, vii-xx.

——— 2007b. "Introduction to Chapter 4." In *Sharia Implementation in Northern Nigeria 1999-2006: A Sourcebook Volume IV*. edited by Philip Ostien, Ibadan: Spectrum Books, 3-21.

Panel of Jurists 1958. *Report of the Panel of Jurists Appointed by the Northern Region Government to Examine the Legal and Judicial Systems of the Region.* In *Sharia Implementation in Northern Nigeria 1999-2006: A Sourcebook Volume I*, edited by Philip Ostien, Ibadan: Spectrum Books, 27-48.

Peters, Ruud 2003. *Islamic Criminal Law in Nigeria*. Ibadan: Spectrum Books.

Richardson, S.S. and T. H. Williams 1963. *The Criminal Procedure Code of Northern Nigeria*. London: Sweet & Maxwell, Lagos: African University Press.

Smith, David Nathan 1968. "Native Courts of Northern Nigeria: Techniques for Institutional Development." *Boston University Law Review* 48（1）: 49-82.

Weimann, Gunnar J. 2010. *Islamic Criminal Law in Northern Nigeria: Politics, Religion, Judicial Practice.* Amsterdam: Amsterdam University Press.

本書は「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示-改変禁止4.0国際」の下で提供されています。
https://creativecommons.org/licenses/by-nd/4.0/deed.ja

